

**SSC**  
**埼玉県障害者社会参加 推進**  
**センターだより**  
 平成 30 年 6 月 30 日 117 号

編集  
 埼玉県障害者社会参加推進センター  
 〒330-8522 さいたま市浦和区大原 3-10-1  
 県障害者交流センター内  
 TEL 048-825-0707  
 FAX 048-825-3070  
 メールアドレス ssk080321@bz03.plala.or.jp  
 HPアドレス http://saitama-shokyo.org/info/  
 発行 行 NPO法人埼玉障害者センター  
 〒330-8522 さいたま市浦和区大原 3-10-1  
 頒 価 一部 100 円 (会費に含まれます)  
 発 行 日 10 日・20 日・30 日

# センターだより第一一七号の

## 発刊によせて



埼玉県福祉部障害者福祉推進課

課長 村瀬 泰彦

この度は、埼玉県障害者社会参加推進センターの「センターだより」第一一七号の発刊を心からお喜び申し上げます。

また、埼玉県障害者協議会の田中一代表理事をはじめ加盟団体の皆様には、日頃より本県の障害者社会参加推進事業に御協力いただき、誠にありがとうございます。

貴会には、平成 4 年度より、障害者社会参加推進センターの運営事業を受託していただき、相談事業や障害者社会参加推進協議会の開催、センターだよりの発刊などを通じて、障害のある方々の多様なニーズに答えて

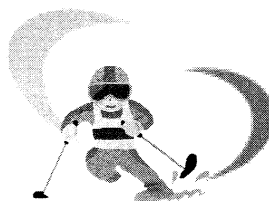
いただいております。一人でも多くの方に参加してもらおうと、関係機関等に積極的に声をかけするなど様々な工夫をしていただき、皆様の献身的な御尽力に深く敬意を表します。

さて、今年三月の平昌パラリンピックでは、深谷市出身の村岡桃佳選手が、冬季パラリンピック大会において日本選手最多となる一大会五個のメダルを獲得するうれしいニュースがありました。

村岡選手は、四歳の時に病気で歩けなくなりましたが、中学生の時にアルペンスキーを始めました。

そこから努力を重ね、両親をはじめ多くの方々の支えもあり、競技生活を続けた結果、平昌パラリンピックで念願のメダルを手に入れました。

村岡選手は、たとえ障害があっても自らの努力とそれを支える方々のサポートがあれば夢をかなえることができることを証明されました。



本県においても、今後とも障害がある人もない人も共に手とりあい、障害の有無に関わらず様々なことにチャレンジしていける埼玉の実現にむけて、全力で取り組んでまいります。どうか貴会の皆様には、引き続き御支援・御協力を賜りますよう心からお願ひ申し上げます。

結びに、皆様のますますの御健勝、御活躍を心より祈念申し上げます、挨拶とさせていただきます。

## 障害者差別解消法施行から2年経過し… 差別事例について

身体障害者の事例

一般社団法人 埼玉県身障者問題をすすめる会

白井 常雄

例えば、具体的な事例として 自宅が集合住宅の2階（エレベーターなし）にあるため送迎（介護）に利用している母（65歳）が、できないと事業者に断られた。サービス）を利用させたいが、という場合です。相談員（ケア

### 障害者差別解消法とは

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。平成25年6月26日に公布され、一部を除き平成28年4月1日に施行されました。「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の二つの類型があります。

「不当な差別的取扱い」とは、障害を理由として正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為をいいます。

「合理的配慮の不提供」とは障害にある方から何らかの配慮を求め、その意思の表示があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行うことが求められますが、こうした配慮を行わないことをいいます。

マネージャー）が事業者を確認したところ、利用者の送迎には職員2人（運転者と他1名）が従事しており、うち1人は送迎車に待機する必要があるため、残る一人で利用者を抱えて階段を昇降する事となるが安全確保が難しく、送迎に従事する職員を増員する事も困難なことから利用をお断りしたとのこと。相談員は、通所事業者のみならず訪問介護事業者を含めた関係者から意見を聞き必要な調整（通所介護の送出しや受入れ）をおこなない通所介護の職員1人と訪問介護員1人の2人体制で階段の昇降をおこなうことで、安全を確保して利用者が通所介護を利用できるようにしました。

この場合の合理的な配慮とは、本人の状態や周りの環境に応じて、

- ・その人が具体的にいつ、どんな場面で困っているのか。
- ・その困りごとを解消するため適切な配慮は何か。

という2点を踏まえながら合理的配慮を検討・実施しました。また、配慮を行うことで、事業者があまりにも大きな負担を伴わないようにしました。合理的配慮を受けることは、障害のある当事者の方の権利です。ですが、具体的な合理的配慮の内容は、配慮を必要とする本人と周りの人々や環境との関係によって多種多様です。「配慮」という言葉だけを聞くと、「しつこい」「してもらうもの」、「上げてあげるもの」というイメージを抱きがちですが、「合理的配慮」の原語である、Reasonable Accommodation（リーズナブル・アコモデーション）には「調整・便宜」という意味合いがあるので、

障害のある方と周りの方々、「お互いにとって」過ぎしやしい環境を作るにはどうすれば良いか？お互いを尊重した対話と合意形成を進めていくことが何より大切だと思います。

# 「精神障害者に対する差別事例について」



精神障害者の事例

埼玉県精神障害者団体連合会ポプリ 役員

にしむら 西村

まさひろ 勝

家族（親兄弟配偶者親族）に、精神の友人を連れて来るなど言われ、怖いものを見たような顔つきをされ、携帯番号を教えられず、姑に発達障害と言うと、うちには精神障害の家系・血筋はないと詰られ、酒席で酒類依存症と言うと皆の態度が変わり、嫌がられた。家庭にいる主婦は、社会的差別を感じにくい。

自分で任意入院したのに、夫に早く帰って来るなど措置入院に変更された。急性期病棟も酷いが、措置入院退院後、社会との係わり合いの中で初めて問題が出る。生活保護を申請してもアル中に金は出せないと言われ、部屋も貸してくれず、なぜ働かないの？と言われる。求職してもハロワに来ては困ると言われ、

同窓会・結婚式さえ呼ばれず、危険な存在で恥だから誰にも言えない。同じ障害者同士でも精神は差別され、挨拶してもガンムシされる。自助グループ内でもうつ病のくせに笑うな、と言われた。地域で外出中どこへ何しに行くのかなどと聞かれるのは余計な介入だ。他者が大勢いる前ではつきりと精神病だと言われると、傷ついて、悲しい。

ポプリは県内の精神障害当事者・患者会の連合体で、埼玉県からピア・カウンセリング事業を委託され、機関紙「ポプリ通信」を年11回、毎月650部程発行し、会員等を繋ぐ絆の役割を果たしており、調子の波がある当事者が編集印刷発送全て皆で協力し、20年間継続しています。

# 難病患者差別への理解に向けて

難病障害者の事例

一般社団法人 埼玉県障害難病団体協議会

いであ 井手

ただとし 忠俊

難病児者は医療費助成制度を中心の福祉としてきたが、障害者総合支援法で福祉サービスの対象として難病等が追加され、広範囲の制度適用になりました。また障害者基本法に慢性疾患に伴う心身の機能障害が含まれました。社会的障壁により、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている状態にある方も、障害者差別解消法の対象となっています。合理的配慮が欠如していることによつて、他の人と平等に社会参加する権利を奪われていることは差別であると考えます。

難病児者は周囲の無理解が社会参加や教育を受ける権利の支障になっています。理解を促進するためにはどうすればよいか。合理的配慮を受ける権利が保障

されている事をまず当事者が認識し、発信することが最もインパクトがあると考えられます。数ある希少難病の患者では、埼玉県内では1名しかいない例もあります。制度の谷間にある指定難病以外の難病患者はもつと多くいます。この方たちには発信の手段が限られています。最も切実なのは難病児を抱える家族です。

様々な助成を受けている患者会や障害難病団体協議会など組織力を持った私達が、代弁者・代表者として行政、医療、学校教育、企業、国民へ啓蒙活動をする義務が課せられていると思います。当障害難病団体協議会も個々の思いのの違いを超えて、さらなる福祉向上を目指したいと願います。



### 第52回

# 全国ろうあ者体育大会 in 埼玉

## 彩の国で魅せよう多彩なプレー！ 深めよう絆を！

9月20日(木)～23日(日)の4日間、埼玉にて全国ろうあ者体育大会が開催されます。この大会は全国のろう者がスポーツを通して技を競い、健康な心と体を養い、自立と社会参加を促進し、合わせて聴覚障害者、ろう者スポーツへの理解を国民に深めるために開催しています。埼玉大会では、野球、卓球、バレーボール、陸上、サッカー、テニス、ボウリング、ソフトボール、バドミントン、バスケットボール、フットサルの11競技が行われます。

全国各地でろうあ協会活動が始まるとスポーツの中でいち早く野球が復活しました。昭和30年に京都で第一回全国ろうあ者野球大会が開催され、昭和42年に第一回全国ろうあ者体育大会が東京で開催されました。社会生活の中において、ろう者に対する偏見や差別があつたことはスポーツの世界においても例外ではありませんでした。ろう学校生徒の地区大会出場権はく奪、ろう学校の高野連加盟を拒否、スポーツジムへの入会等を望んでも、ろう者であることを理由に拒否されることがあつたのです。納得できないろう者の集団は、市民と連帯し世論を味方にする事でこうした差別や偏見とたたかってきました。そのたかひによって、他の市民と同

等に参加する機会を獲得し、スポーツをする権利を守ってきました。

全国ろうあ者体育大会は、

埼玉大会で52回目になります。

また埼玉では初めての開催となり、聴覚障害者またろう者スポーツへの理解を県民へ広めるとともに、埼玉県手話言語条例と合わせて、手話への更なる理解の向上が期待されます。主な開催市は次の通りです。

### 第38回サッカー競技

駒場運動公園・秋葉の森総合公園・NAXSファイブスタ

ジアム大宮

### 第37回テニス競技

天沼テニス公園(さいたま市)

### 第31回ボウリング競技

新狭山グラウンドボウル

### 第26回ソフトボール競技

熊谷荒川緑地

### 第26回バドミントン競技

朝霞市立総合体育館

### 第19回バスケットボール競技

毎日興業アリーナ久喜

フットサル競技(オーブン競技)

富士見市立総合体育館

### 第52回全国ろうあ者体育大会

開会式(越谷市立総合体育館)

### 第64回野球競技

熊谷運動公園野球場

仙元山公園野球場(深谷市)

### 第52回卓球競技

越谷市立総合体育館

### 第50回バレーボール競技

深谷ビッグタートル

彩の国くまがやドーム

### 第48回陸上競技

熊谷スポーツ文化公園

魅力のある多彩なプレーや絆が深められるようみなさまの応援やご協力を  
お願い致します。

★大会サイトに

アクセスできます

<http://deafsports2018.sai-deaf.org>

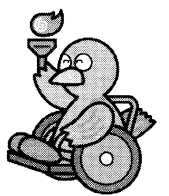


# 【第9回】電動車椅子サッカー

## 「コバトンカップ」埼玉交流大会

埼玉県電動車椅子サッカー協会／BLACK HAMERS

白井 風馬



2018年3月25日(日)埼玉県障害者交流センター体育館にて、第9回電動車椅子サッカー「コバトンカップ」埼玉交流大会が行われ、けがもなく無事終了することができました。主催者としてBLACK HAMERSとして下さいました埼玉県障害者社会参加推進センター様、共



催としてBLACK HAMERS

RSが所属する埼玉県電動車椅子サッカー協会、たくさんのご

後援、ご協力下さいました団体

様、協会様ありがとうございます

ました。埼玉県の電動車椅子サッ

カーの普及、振興を目的とし、

大会を通して各地の都道府県選

手・ボランティアとの交流、選手

と競技スタッフの技術の向上を

図ることを目的に開催されたこ

の大会は、たくさんの方々のご

協力で今年第9回を終え、来年

節目となる第10回を迎えます。

体験会では初めての方も参加

して下さい、電動車椅子の操

作、ドリブル、シュートなど

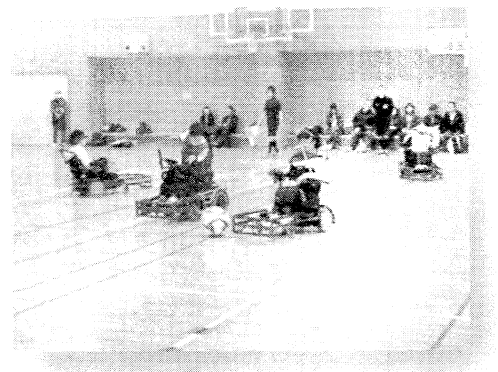
を楽しんでもらうことができま

した。交流戦では参加した選手がABCの3チームに分かれ、白熱した試合が行われました。リーグ戦を行い、勝3、負0、引分1点として順位を決めます。普段とは違うメンバーと組んだ混合チームで試合をすることができるので、それぞれの考えや視点などでいつもとは違った戦術で戦うこともできます。このようにチームの垣根を越えて、色々な選手との交流ができる唯一の大会が、コバトンカップです。

電動車椅子サッカーは、電動車椅子に乗り、体育館のバスケットボールのコートを使い1チーム4人で行うサッカーです。電動車椅子を手、足、アゴなどを使って操作しながら、車椅子の先端に取り付けたバンパーで、直径32.5cmのボールをドリブルやパス、シュートを駆使してゴールを決めます。年齢や性別を問わず、障害があっても誰もが楽しめる魅力のある

スポーツです。

私は昨年の冬頃、BLACK HAMERSに入団し、このコバトンカップがデビュー戦でした。初めての大会でどう動いていいかわからず、パスの邪魔をしてしまったり、緊張しましたが、とてもいい経験になりました。次の大会ではボールにもっと関わられるように練習していきたいです。そして、このコバトンカップをはじめ、電動車椅子サッカー競技が更に普及、発展できるよう頑張っていきたいと思えます。



平成30年度 埼玉県障害者社会参加推進事業  
**「肝臓病と肝がん」の最新治療**  
 講演会報告

埼玉肝臓友の会 事務局長

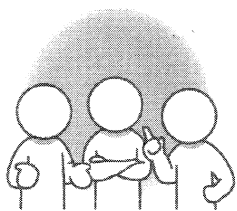
井原 いはら  
 金光 かねみつ

平成28年の秋に埼玉障協に加盟して、昨年度初めて「障害者社会参加推進事業」に参加させていただき、患者会主催の肝臓病に関する医療講演会を春と秋の2回、開催出来ました。  
 本年もこの事業に参加させて頂く事になり、1回目を5月20日(日)に川越市(かわごえし)で開催いたしました。このような患者会が主催して肝臓病の医療講演会を開催する意義を「短時間診療では主治医から聞けない最新の治療方法や治療薬情報の収集と、患者の疑問や不安に寄



り添う」ことが可能と考えています。  
 さらに患者会では「賢い患者

になろう」というスローガンのもとに、①年6回発行する会報誌による情報伝達、②会員を対象とした年に数回開催の勉強会、③この肝臓病医療講演会、の三本柱で活動しています。  
 患者会では、このような講演会を毎年2回、十数年間開催して来ています。肝臓病患者の大半が現在70歳から80歳の高齢者となっている現状です。そのため一部の方を除いては、スマホはもちろんパソコンなどでのインターネット利用する情報収集が難しい年代です。  
 従って、このような医療講演会と医療相談会が必要と考えて開催してきましたが、参加者は毎年減少して来ています。これは、高齢化で亡くなられていることと、新薬の服用で完治する患者が増えてきて



「肝心な事」という語源の肝臓ですが、神経が無いため「沈黙の臓器」といわれていて病気になるってもかなり進行しないと自覚症状が出ない臓器です。講演会では、肝臓の仕組みの解説から、どうして病気になるのか、何を調べたら良いのかなど、基本的なことを易しい解説で、約80名の参加者も良く理解されて来ています。



【加盟団体活動紹介 第一回】

特定非営利活動法人 埼玉県障害者協議会

埼玉県障害者協議会は、県内の生まれも育ちも違う各障害者団体が交流を重ね、悩みや願いを共有し合い、埼玉県の障害者施策の発展を目指して懇談や提言を日々積み重ねている、障害者の横断的組織です。



**設立年** 昭和 56 年

**会員数** 36 団体

**会員対象**

埼玉県内の障害者団体（個人会員無し）

**発行会報誌**

『完全参加と平等』

4・7・10・1月（年 4 回発行）

『センターだより』

6・9・12・3月（年 4 回発行）

**ホームページ**

<http://saitama-shokkyo.org/>

**目的**

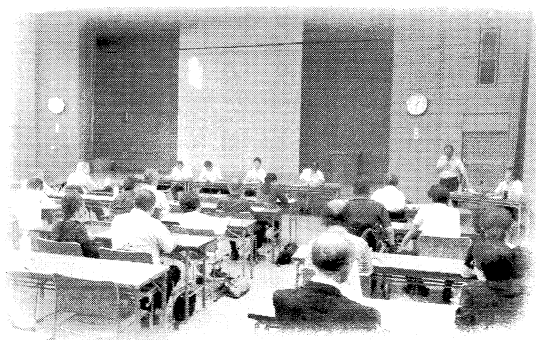
昭和 56 年「完全参加と平等」

を掲げた「国際障害者年長期行動」策定のために集まった埼玉県内の各障害者団体が、障害者団体間の交流を図るための継続した取り組みが出来るように「埼玉県国際障害者年推進連絡協議会」を結成したのが始まりです。その後、平成 20 年には法人格を取得して「特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会」に発展し、現在に至っています。障害者の社会参加を推進するために、各障害者団体の交流を図りながら、福祉・医療・就労などの分野で提言活動を行い、活動を推進してきました。

**活動紹介**

活動の拠点はさいたま市浦和区にある埼玉県障害者交流センター 1 階の団体交流室です。この団体交流室全体の運営も当協議会の重要な活動の一つであ

り、同室には平成 30 年度現在、当協議会事務局の他、加盟団体のうち 14 の団体が活動拠点として事務局を置き、8 つの団体が連絡先住所としてポストを利用しています。活動拠点としての実務面以外にも、障害種別や設立目的に関わらず、各障害者団体が日常的にお互いの情報を交換し理解を深めあえる貴重な交流の場でもあります。



平成 29 年 8 月県との話し合いの様子  
< 県庁第三庁舎講堂 >

実施、県民への啓発活動として今年度 39 回目を数える「障害者まつり」（平成 30 年度は 10 月 7 日開催予定）の開催、5 つの団体との協力により実施する「障害者レクリエーション活動実施事業」、各団体が発行している会報誌の向上・普及を目指し開催する機関紙の学校「リーダー研修会」の開催、また埼玉県内でのより大きな連帯のために SDF（埼玉障害フォーラム）とも連携し、活動しています。

その他、埼玉県からの委託事業である社会参加推進活動事業として、11 の協力団体との連携により障害者の生活訓練事業の

また、加盟団体から寄せられた要望を取りまとめ県へ提出し、障害者福祉施策の充実と次年度予算について意見交換を行う「県との話し合い」（平成 30 年度 8 月 29 日開催予定）の他、埼玉県障害者施策推進協議会などの関係機関（平成 30 年現在 17 委員会）に当協議会推薦の委員を派遣し、障害者・家族・関係者の願いを実現するため、日々活発な活動を行っています。





埼玉県

# 高齢・障害者ワークフェア

2018

日時：平成 30 年 9 月 14 日(金)

会場：浦和コミュニティセンター

(コムナーレ 10 階 JR 浦和駅東口すぐ)

入場料：無料



埼玉県及び厚生労働省埼玉労働局・さいたま市等が主催する、高齢者・障害者雇用について理解を深めてもらうためのイベントです。当日は高齢者・障害者雇用優良事業所の表彰式や各種セミナーの他、特別支援学校や各作業所製作の食品・雑貨の展示販売もあります。興味がある方は是非一度ご来場ください！



## 今 後 の 予 定

### ・「平成 30 年度第 1 回埼玉県障害者社会参加推進協議会 並びに社会参加推進事業実施団体調整会議」

日時：平成 30 年 8 月 11 日(土) 10:00 ~ 12:00

会場：埼玉県障害者交流センター 2 階 第 1・第 2 会議室

対象：平成 30 年度社会参加推進事業生活訓練受配団体及び社会参加推進協議会委員

### <賛助会員加入のお願い>

埼玉県障害者協議会の目的に賛同しご協力頂ける、個人及び団体を募集しております。

賛助会員には年 8 回の会報の送付、各種研修会・講演会などのご案内を送付いたします。

賛助会員の会費は、年一口 2,000 円 です。

入会をご希望の方は、右記の口座へお振込み下さい。

**特定非営利活動法人 埼玉県障害者協議会**

【口座番号】

00130-9-673233

【口座名称】

とくていひえいりかつどうほうじん  
特定非営利活動法人  
さいたまけんしょうがいしやきょうぎかい  
埼玉県障害者協議会

### 編集後記

『センターだより』117 号、お読みいただきいかがでしたか？

本号は、障害者差別解消法施行 2 年と言うことで「差別事例」を取り上げました。

障害によって他から受ける差別にも違いがあるだろう、差別を受ける側と及ぼす側とでも、個人レベルで異なりがあるのではないか。そんな思いから、このテーマを取り上げました。連ねられた事例を皆さんで確認し合いながら、差別解消の方向への僅かながらの力になればと思うところです。読後の感想や内容に対する反論などもお寄せくだされば、紙面の充実と本テーマの狙いの深まりに働くものと考えています。



(平野)